

土砂災害（特別）警戒区域とは

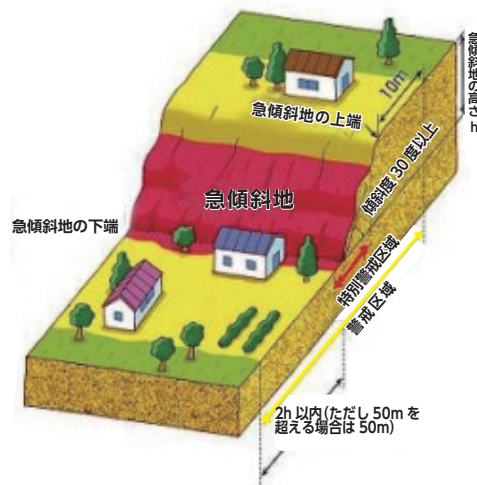
土砂災害防止法に基づき、がけ地の崩壊や土石流が発生した場合に住民に危害が生じる恐れのある区域として兵庫県が指定し、危険度に応じて土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に分けられています。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合、住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に強化すべき土地の区域です。過去の土砂災害による土砂の到達範囲などを勘案して設定された下記基準に基づき指定されます。

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、特定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域です。

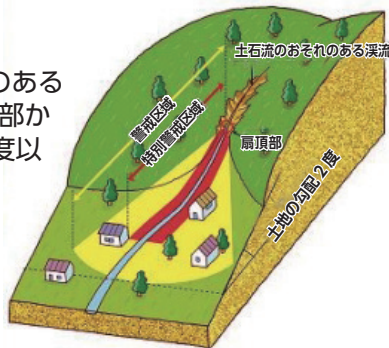


◆急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が 30 度以上で
高さが 5m 以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から
水平距離が 10m 以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から
急傾斜地の高さの 2 倍
(50m を超える場合は 50m) 以内の区域

◆土石流

土石流発生のおそれのある
渓流において、扇頂部か
ら下流で勾配が 2 度以
上の区域



兵庫県「地域別土砂災害危険度」のページでリアルタイムの土砂災害危険度情報を確認することができます↓



宅地造成等の開発行為に伴い、新たに土砂災害警戒区域等が指定されることがありますのでご注意ください。

宅地造成等の開発行為の許可基準となる「都市計画法」や「宅地造成及び特定盛土等規制法」等の許可を受けて開発された斜面や宅地であっても、土砂災害警戒区域等の指定要件を満たしていれば、新たに区域が指定されることがあります。特に土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）においては、対策施設が整備されている斜面であっても、【傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上】の斜面であれば、新たに土砂災害警戒区域等が指定される可能性があることにご留意ください。また、区域指定には時間を要するため、分譲時点で土砂災害警戒区域等が指定されていないこともあるため、ご注意ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks15/kaihatsukoui_yr.html

